

平成29年度 消防設備士講習(法定講習)の開催案内

滋 賀 県
一般社団法人滋賀県防火保安協会連合会

1. 法定講習の制度

- (1) この講習は、消防法第17条の10の規定により定められた法定講習です。消防設備士は工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を定められた期間内に受講しなければならない義務があります。
- (2) 講習の受講期限
 - ア 消防設備士免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内
 - イ 前回の消防設備士講習を受講した日以後における最初の4月1日から5年以内
- (3) 受講期限内に受講しないときは、免状の返納命令制度に基づく違反点数の対象となります。

2. 講習区分及び受講の対象となる消防設備士の種類

講 習 区 分	消 防 設 備 士 の 種 類
消 火 設 備	第1類の甲種及び乙種消防設備士 第2類の甲種及び乙種消防設備士 第3類の甲種及び乙種消防設備士
警 報 設 備	第4類の甲種及び乙種消防設備士 第7類の乙種消防設備士
避 難 設 備 ・ 消 火 器	第5類の甲種及び乙種消防設備士 第6類の乙種消防設備士

※ 講習区分を2種類以上受講する方は、区分ごとに申請してください。

3. 講習科目及び講習時間

(1)工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項	2時間30分
(2)工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項	4 時間

4. 講習の日時及び講習会場等 【受付期間 8月18日(金)～8月25日(金)】

講習区分	日 時		講習内容
消 火 設 備	9月4日(月)	9:30～12:00	工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項
		12:45～16:45	工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項
警 報 設 備 (いずれか1日を選択)	9月6日(水)	9:30～12:00	工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項
		12:45～16:45	工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項
	9月7日(木)	9:30～12:00	工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項
		12:45～16:45	工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項
避難設備・ 消 火 器	9月8日(金)	9:30～12:00	工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項
		12:45～16:45	工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項

※ 各日とも講習終了後、30分間程度の効果測定考查を行います。

講習会場	湖南広域消防局 北消防署 定員130名	守山市石田町377-1
------	------------------------	-------------

5. 講習科目の一部免除

- (1) 今回、講習区分を2種類以上受講する方は、後日の法令講習の受講は免除できます。
- (2) 受講予定日の前、6ヵ月以内に他都道府県で消防設備士講習を受講された方についても免除できます。

6. 申し込み方法

(1) 受付期間

8月18日(金)～8月25日(金)

郵送の場合、締切日の消印があれば有効です。

(2) 提出書類等

ア) 平成29年度消防設備士講習受講申請書

イ) 写真(縦4cm、横3cm)

6ヵ月以内に撮影した正面からの上三分身像で無帽、無背景のもの

ウ) 受講手数料 7,000円(滋賀県収入証紙)

※滋賀県収入証紙の販売先

- ・滋賀銀行及び関西アーバン銀行の県内各本支店、出張所
- ・県内の各会計管理局会計課(県庁及び各合同庁舎内)

エ) 消防設備士免状の写し(表面)

オ) 講習修了証明済免状の写し(前記5.(2)に該当する方)

カ) 返信用封筒 (宛先を明記し、定形の場合82円切手を貼付)

(3) 受付方法

【持参の場合】

受付期間中の9時～17時(12時～13時除く)まで受け付けます。ただし、土・日は除きます。

【郵送の場合】

下記、郵送受付先まで簡易書留で郵送してください。

※郵送受付先及び問い合わせ先

〒520-0044

滋賀県大津市京町四丁目3番28号 滋賀県厚生会館 2階

一般社団法人滋賀県防火保安協会連合会

TEL 077-521-3921 FAX 077-521-3761

☆ 特に注意

ア) 受付開始日までは、受付できません。従って受付開始日より前に到着した受講申請書は、受付期間の最終日に到着したものとして処理しますので、ご注意ください。

イ) 県内消防本部(局)及び消防署では受付できません。

7. 当日の持ち物

- (1) 受講票
- (2) 消防設備士免状
- (3) 筆記用具

8. その他

- (1) 受付完了後は、いかなる理由にかかわらず、受講申請書、受講手数料その他提出書類は一切返還いたしません。
- (2) 申請受付は期間中であっても、各日ごとの定員になり次第締切ります。
- (3) 「湖南広域消防局北消防署」敷地内の駐車場は利用できません。
別途、指示する駐車場をご利用ください。

9. 個人情報の保護について

この講習の申込時に「受講申請書」に記入された皆さんの個人情報は、滋賀県及び一般社団法人滋賀県防火保安協会連合会により、滋賀県個人情報保護条例等に従い、以下の目的のみに利用します。他の目的に利用し、又は第三者へ提供することはありません。

—利用目的—

- ・ 受講者の本人確認のため
- ・ 申請書の記述内容に関する確認が必要な場合の連絡のため
- ・ 講習等についてお知らせする事項が生じた場合の連絡のため
- ・ 総務省消防庁へ免状の種類別の受講者数の統計的な報告のため
- ・ (一財)消防試験研究センターの免状データベースに収録するため

☆(一財)消防試験研究センター滋賀県支部からのお知らせ(電話 077-525-2977)

免状は交付日から10年ごとに書換えが必要です。

「消防法施行規則第33条の5」に「免状の記載事項は、過去10年以内に撮影した写真とする」と定められています。

10年を経過した免状をお持ちの方は、講習会までに免状の更新手続きを済ませておいてください。